

令和5年度第1回 佐倉警察署協議会

- 1 開催日
令和5年6月29日（木曜日）
- 2 開催場所
佐倉中央公民館
- 3 出席者
・協議会委員12人 ・警察署15人

- 4 業務報告
(1) 管内の犯罪発生状況等について
(2) 管内の交通事故発生状況について

- 5 警察署からの諮問事項
なし

- 6 委員からの要望・意見等

(1) 【意見】

佐倉市西志津1丁目所在のコンビニ前交差点は、小学生の通行が多いので歩車分離の信号にならないか。

【回答】

歩車分離式信号機への変更は、車両と歩行者の通行が分離され、車両と歩行者の交通事故抑止が期待されるというメリットがあります

その反面、待ち時間の延長、渋滞の発生、住宅地の抜け道助長及び信号無視の誘発など、デメリットも懸念されますので、慎重な検討が必要となります。

本件要望については、要望書を提出していただければ、本部交通規制課と実現に向けた検討をさせていただきますので、要望書の提出について検討をお願いします。

(2) 【要望】

佐倉市寺崎北2丁目の衣料品店付近の道路に、住宅の壁が高く、見通しが悪い場所があるのでカーブミラーをつけてほしい。

【回答】

カーブミラーの設置については、警察ではなく道路管理者（市道であれば市役所、県道であれば印旛土木事務所）となりますので、道路管理者に要望内容を依頼します。

(3) 【要望】

木が大きく垂れてきており、伸びたツルが車に当たる道路があるので切ってほしい。

【回答】

木の伐採についても、道路管理者である市役所に当署から依頼します。

なお、樹木の所有者の了承を得ず、伐採することはできないことをご理解ください。

(4) 【質問】

車を運転していて、悩むことがある。一つ目は、ずっと横断歩道の所で、立ち話をしている止まったものの、話が止む気配がない。

車を運転する上で、こうした場合はどのように対処すべきか。

【回答】

このような状況では、横断をしようとしている横断歩行者にあたらなと思料されますが、最善の対策は、横断歩道手前の停止線で一旦停止していただき、立ち話をしている人が進む気配がないことを確認できる場合は、左右の安全確認をしていただいた後に発進していただくことを推奨します。歩行者かどうか分からないという場合でも、一時停止をして歩行者の動静を確認し、運転していただければと思います。

(5) 【質問】

二つ目は、横断歩道の所で自転車に乗ったまま片足をついて車が止まるのを待っている。止まったら自転車に乗って横断歩道を行った。

【回答】

自転車に乗車していれば、歩行者には該当しないので横断歩行者にも該当しません。譲り合いの精神で自転車を優先して横断させる行為は、優良ドライバーとしての模範行為ですので、継続していただければと思います。ですが、自転車横断帯が設置されている横断歩道で自転車横断帯上を通行している自転車については、自転車を優先してください。

(6) 【質問】

三つ目は、自転車を降りていた。車が止まるのを待っていると思ったので止まったが、自分の車を指して「行け。」と合図された。

【回答】

自転車を降りている者は歩行者になりますので、止まって横断させようとした行為は正しい行為です。

本件の場合、自転車を降りた者が「先に行くよう合図している」ことから、左右の安全確認後、そのまま徐行をして発進していただいて問題ありません。

(7) 【質問】

佐倉市内田所在の道路で、最近、大型車の事故が多い。

子供たちも通学路を変えなければいけないくらい大変な状況である。

警察官が制服を着て立っているだけで抑止欲力あるので、駐在所の警察官だけでなく、他の警察官にも巡回してほしい。

【回答】

当該場所を確実に把握し、警ら活動を重点的に行い、また、必要に応じて規制等の対応も行います。

7 答申等に対する措置結果

なし。

8 その他

委嘱状の交付を実施した。